

ノンイミグランドO

(タイ王国で正規就労する外国人の配偶者/扶養家族)

来館前に、必ず事前予約【VABO】www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/を行ってください。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP (www.thaiconsulate.jp)をご確認ください。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）の受領となります。

(タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。)

入国目的	タイ王国で正規就労する 外国人の配偶者/扶養家族が タイへ入国・滞在する場合	入国回数	シングル（1度のみ入国可能）
		ビザ有効期限	発行日から3か月
		入国後の滞在可能期間	入国日から90日
		ビザ申請料金 (現金のみ)	10,000円
注意事項	<ul style="list-style-type: none">●本人申請 もしくは 就労者が所属している日本の会社は代理申請可能（委任状 および 代理申請者の名刺が必要です。委任状 [PDF]）●提出した航空券（e チケット）または航空券予約確認書の入国日に必ず入国すること。●タイ入国後、入国管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて滞在を希望する者は、タイ入国管理局で滞在期間の延長を申請可能です。●一旦受理した書類は一切返却致しません。●ビザ申請料は返金できません。●ビザ申請料は返金できません。●下記の必要書類は、事前の通知なしに変更することがあります。●タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあります。また申請者が全ての書類を揃えていても、タイ王国大阪領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。●ビザの発給は総領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、問い合わせがあっても回答できません。●詐称もしくは虚偽の申請を行った場合は永久に申請不適合となります。		

必要書類

1. パスポート 原本とコピー

- 有効期限が6か月以上あるもの
- 査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
- コピーはデータ面（顔写真のある面・パスポート番号記載面・所持者サイン記載面）をA4サイズで取ること

2. 申請書 (Application For Visa) [[PDF 1](#), [PDF 2](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

3. 証明写真 1 枚

- サイズ 縦 4.5cm×横 3.5 cm
- カラー写真で、3 か月以内に撮影されたもの
- 申請書に貼り付けてください
- 国籍によって枚数が異なります。以下の日本国籍以外の申請者の追加書類をご確認ください。

4. 経歴書 (Personal History) [[PDF](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

5. タイで就労している就労者の会社発行の招聘状 (Invitation Letter)

- 必ず原本であり、英文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- 会社のレターヘッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館「Royal Thai Consulate-General, Osaka」であること
- 内容には必ず申請者名、就労者氏名、就労者と申請者の関係性、滞在目的、入国日、滞在期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- 社判・社印・角印のどれかが捺印されており、タイ商務省発行の会社登記簿謄本に名前が記載されている代表者 (サイン権保有者) の直筆署名 (電子署名は不可) を含むこと。尚、招聘状の代表者署名が欠けている場合、他の人に代理として権限を委任する委任状も提出すること。
- 申請者の家族がサイン権保有者であっても、タイ商務省発行の会社登記簿謄本に名前が記載されているその他のサイン権保有者が署名をすること。(タイ商務省発行の会社登記簿謄本に名前が記載されているサイン権保有者が家族 1 名しかいない場合を除く。)

6. タイ招聘状発行の会社登記簿謄本コピー (タイ商務省発行)

- 発行から 6 か月以内のもの

7. 就労者が所属している日本の会社からの推薦状 (Recommendation letter)

- 必ず原本であり、英文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- 会社のレターヘッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館[Royal Thai Consulate-General, Osaka]であること
- 内容には必ず申請者名、就労者氏名、就労者と申請者の関係性、滞在目的、入国日、滞在期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- 社判・社印・角印のどれかが捺印されており、サイン権保有者の直筆署名 (電子署名は不可) を含むこと
- 現地採用で、就労者が所属している日本の会社がない場合は、**身元保証書原本 (Guarantee letter) と保証人の署名入りのパスポート または 運転免許所の裏表コピー**を提出すること

身元保証書 [[PDF](#)]

- 身元保証人は、20 歳以上で正規日本居住 (外国籍の場合は永住権所持者)、申請者の個人情報などを確認することができること、そして申請者がタイ在住中に領事館から連絡ができる日本在住の者
- 保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カード (永住者のみ) の裏表コピーを提出すること

- 英文身元保証書（Guarantee Letter）の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書（Guarantee Letter）に署名したものと同一の自筆の署名をすること

8. 航空券（e チケット）または航空券予約確認書コピー

- 航空会社もしくは旅行代理店発行のもので、申請者名、便名、タイ入国日が明記されていること

9. 就労者との家族関係を証明する公的書類

- 日本国籍の場合は戸籍謄本 原本（発行から3か月以内のもの）
- 就労者とその家族が外国籍同士の場合は、住民票 または その国での婚姻証明書コピーと英文翻訳文、または出生証明書コピーと英文翻訳文

10. 就労者のパスポート コピー

- 有効な旅券のデータ面（顔写真のある面）
- 就労者の滞在許可期間（Stay Permit）が3か月以上あること

11. 就労者の有効な労働許可証（Work Permit） コピー

- 就労者の労働許可期間（Work Permit）が3か月以上あることを証明できること

12. 就労者とその家族が同時に渡航を希望する場合（就労者が既にタイ国内において、上記10と11を取得している場合は除く）は、以下の通りです。

- 上記の就労者の書類10.と11.は不要
- 必ず就労者とその家族は同時にビザの申請をすること
- 必ず就労者とその家族は同時にタイに渡航すること
- 就労者の航空券（e チケット）または航空券予約確認書コピーを提出すること
- 就労者の入国管理局発行の有効な滞在許可 と 就労者の有効な労働許可証は不要

日本国籍以外の申請者の追加書類

13. 在留カードの裏表コピー（申請時に原本を提示すること）

- 有効期限が3か月以上あるもの
- 在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること

14. ビザ発行を要請する日本側の会社の登記簿謄本 原本（以下の表に記載のある国籍のみ）

- 発行から6か月以内のもの

15. ビザ申請書と証明写真（以下の表に記載のある国籍のみ）（証明書は申請書に貼り付けてください）

- 1-28の国籍の方は申請書3枚と写真3枚
- 29-30の国籍の方は申請書4枚と写真4枚

1. アフガニスタン	2. バングラデシュ	3. エジプト	4. 北朝鮮
5. リビア	6. パレスチナ	7. スーダン	8. イエメン
9. カメルーン	10. コンゴ共和国	11. コンゴ民主共和国	12. 赤道ギニア共和国
13. ギニア共和国	14. アルジェリア	15. 中国	16. イラク
17. レバノン	18. ネパール	19. パキスタン	20. スリランカ
21. シリア	22. ガーナ	23. 中央アフリカ共和国	24. ソマリア連邦共和国
25. サントメ・プリンシペ 民主共和国	26. リベリア共和国	27. シエラレオネ共和国	28. ミャンマー (日本国法務省発行の再入国 許可書保持者)
29. ナイジェリア	30. イラン		

※ 上記表に記載の国籍の申請者は、ビザ発給までの審査に3日から60日ほど時間を要する場合がございます。ご出発する前は余裕を持って申請されることを推奨します。

※ ナイジェリア国籍の申請者は、ここに記載のある全ての必要書類に加え、The National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA) 発行の無犯罪証明書の提出が必要です。また、この証明書はナイジェリア連邦共和国外務省で認証を受け、その後在アブジャタイ王国大使館で認証を受けてください。